

## 【2016 ルール改正点】

### P21

**1-69 項** テンポラリーランナー **TEMPORARY RUNNER** とは、捕手が塁上の走者となっていて二死となったとき、あるいは二死後、捕手が出塁し、走者となったとき、捕手の代わりに走者となる選手のことである。テンポラリーランナーと交代させるかどうかは、攻撃側チームの選択である。

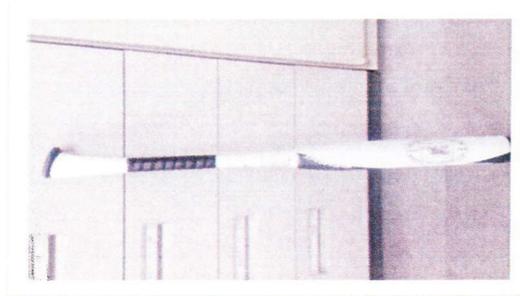
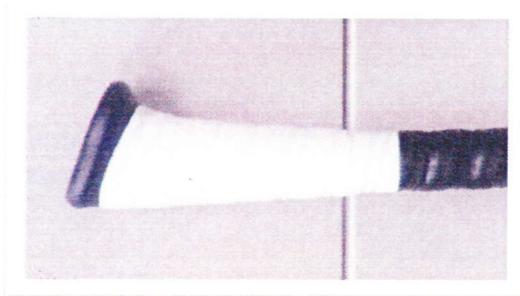
テンポラリーランナーは、塁上の走者以外の選手で、打順が最後に回ってくる者とする。

【改正内容及び理由】 従前は、「捕手の前の打順の者」「捕手の前の打順の者が走者となっているときは、さらにその前の打順の者」としていたが、I S F ルールの解釈・適用に合わせ、「塁上の走者以外の選手で、打順が最後に回ってくる者」に改めた。

### P31

**3-1 項** バット 5. 文末削除

5. 握りの部分には安全ノブをつけなくてはならない。



【改正内容及び理由】 I S F でこのルールに合致しないバット【↑写真参照】の使用が認可されており（I S F ルールを現行のバットが使用できるように改正すること）、日本国内でも用具検定をパスし、販売が予定されていることから、現行ルールにあった「安全ノブは90～100度の角度で、少なくとも8mmの高さがなければならない」の部分を削除した。

### P34～35

**3-4 項** 靴（シューズ） 5. を全文削除

5. 靴は同色のものをしなければならない←左記、5. の条文を全文削除する。

【改正内容及び理由】 このルールは、I S F ルールに規程のないルールであることから、I S F ルールにはないルールに合わせ、ルールを改正した。

## P39

### 3-8項 ユニフォーム及びヘルメットの宣伝広告表示

ユニフォーム及び帽子・ヘルメットには、宣伝広告（企業名・商品等）に類するロゴマークを表示することができる。ただし、表示方法は次の通りとする。

- (1) ユニフォームに表示できる場所は左袖一箇所、右袖一箇所、ズボン左右一箇所ずつとし、その大きさは、それぞれ「縦 50mm×横 120mm」を超えないものとする。
- (2) 表示するロゴマークは全員が同じでなければならず、全員のユニフォームに表示しなければならない。
- (3) 帽子・ヘルメットに表示できる場所は左右それぞれ一箇所ずつとし、すべての帽子・ヘルメットの同一箇所に表示する。  
大きさは、それぞれ「縦 50mm×横 120mm」を超えないものとする。
- (4) 広告表示は危険性のないように表示し、容易に欠落するような簡素な表示方法は避けること。光を反射させる素材や、ボールをかたどったり、またはボールを連想させるようなデザイン、あるいは公序良俗に反するものであってはならない。
- (5) 表示されたロゴマークが不相当であると日本協会が判断した場合は、チームに対し広告表示を停止させることができる。
- (6) チーム名、ユニフォーム・ヘルメットの製造メーカー名・ロゴマークについては上記(1)～(5)までの規定は適用しない。

**【改正内容及び理由】** 総務委員会で規制緩和されたことを受け、それに沿った内容にルールを改正した。特に、クラブチームでは、複数のスポンサーがつくチームもあることから行われた「規制緩和」であり、ルールもそれに即した形でルール改正を行った。

## P49～50

### 4-11項 テンポラリーランナー

捕手が塁上の走者となっていて二死となったとき、あるいは二死後、捕手が出塁し、走者となった時、捕手の代わりにテンポラリーランナーを使用することができる。

- (1) テンポラリーランナーと交代させるかどうかは、攻撃側チームの選択である。
- (2) 二死後であれば、いかなる時点でもテンポラリーランナーを使用することができる。
- (3) テンポラリーランナーを使用するときは、塁上の走者以外の選手で、打順が最後に回ってくる者をテンポラリーランナーとする。

(注) テンポラリーランナーに間違った選手が出た場合には、正しい選手と交代させる。(それに対するペナルティはない)

**【改正内容及び理由】** 従前は、「捕手の前の打順の者」「捕手の前の打順の者が走者とな

っているときは、さらにその前の打順の者」としていたが、ISFルールの解釈・適用に合わせ、「テンポラリーランナーを使用するときは、塁上の走者以外の選手で、打順が最後に回ってくる者をテンポラリーランナーとする」に改めた。

テンポラリーランナーの現行と改正点

P49～50 4-11項

(3)テンポラリーランナーを使用するときは、塁上の走者以外の選手で、打撃が最後に回ってくる者をテンポラリーランナーとする。

打順	守備位置	氏名	UN
1	3塁手	村田	5
2	2塁手	小林	4
3	D P	山本	10
4	遊撃手	鈴木	6
5	捕手	佐藤	2
6	一塁手	高橋	3
7	左翼手	大谷	7
8	中堅手	田中	8
9	右翼手	松本	9
FP	投手	石井	17

No.	氏名	UN
1	千葉	11
2	平山	16
3	石川	18
4	井上	12
5	伊藤	15

【事例】

- ① 二死で、5番打者の捕手(佐藤)が出塁。  
→テンポラリーランナーは、(塁上にいない限り)4番(鈴木)。
- ② 二死で、5番打者の捕手(佐藤)が出塁。4番打者(鈴木)が走者で塁上にいる場合。  
→テンポラリーランナーは、3番打者(山本)。
- ③ 二死で、5番打者(佐藤)に代打(井上UN12)が出塁、走者(井上)に代わり、代走(佐藤)再出場、代走(佐藤)に代わり、テンポラリーランナーは認めない。  
※再出場の佐藤は、捕手としての再出場ではなく、走者として再出場である。守備の再出場は、守備交代時に告げる。  
※FPの石井が捕手の場合、DPの代打に出て出塁した場合。もしくは、DPの出塁後に、代走として出塁した場合。  
二死の場合、2番(小林)がテンポラリーランナーとなる。

【改正】

- ④ 5番打者(佐藤)の捕手が出塁。6番打者(高橋)、7番打者(大谷)が凡退して二死。8番打者(田中)が打席に入る場合。→テンポラリーランナーは、7番打者(大谷)になる。
- ⑤ 5番打者(佐藤)の捕手が出塁。6番打者(高橋)出塁。7番打者(大谷)凡退。一死二・三塁、8番打者(田中)四球、一死満塁。9番打者(松本)凡退、二死満塁。一番打者(村田)が打席に入る場合。  
テンポラリーランナーは、9番打者(松本)となる。
- ⑥ 5番打者(佐藤)の捕手が出塁。6番打者(高橋)凡退して一死二塁。7番打者(大谷)が安打で出塁し、一死一・三塁。8番打者(田中)が打席の間に、大谷二塁盗塁死で二死三塁。  
→テンポラリーランナーは、盗塁死の7番打者(大谷)。

(注) テンポラリーランナーに間違った選手が出た場合には、正しい選手と交代させる。  
(それに対するペナルティはない)

上記ルールの適用について (確認)

- (1) 攻撃中の守備の通告、守備交代の通告は受け付けない。(従来通り)
- (2) 捕手の代打は、その回の攻撃中は捕手とみなさない。
- (3) 捕手が代走として再出場しても、その回の攻撃中は捕手とみなさない。
- (4) FPが捕手の場合は、DPの代打・代走で出場しても捕手である。
- (5) テンポラリーランナーは、ランナーとなっているが走者としての扱いはしない。